

# 第一種特定原産地証明書（EPA）セミナー

経済連携協定（EPA）とは、特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するため、主に**輸出入にかかる関税撤廃・削減**などを取り決めている条約です。日本では現在、21の国・地域とのEPAが発効・署名済です。

当所は日本商工会議所の福岡事務所として、第一種特定原産地証明書を発給しています。EPAの活用により、輸入者にとっては**関税減免による輸入コストの削減**ができます。一方、輸出者にとっては同業他社との比較において**価格競争力の強化**が期待できます。

本セミナーでは、**証明書の活用メリット**、証明書証明書を取得するために満たす必要がある「**原産品判定基準**」、**実際に発生した間違いやすい事例**を挙げてご説明いたします。

日 時 2022年 9月 20日（火） 14：00～17：00

場 所 福岡商工会議所 5階 501会議室 （博多区博多駅前2-9-28）

対 象 EPAを利用している方、または利用予定の方

参加形態 ①来場（定員50名・先着順） ②オンライン視聴（ZOOM）

講 師 東京商工会議所 共済・証明事業部 証明センター 所長 山崎幹人氏

受講料 無 料

お申込方法

9月14日（水）17：00までに右上のQRコードよりお申込み下さい。



## 第1部 EPA（経済連携協定）の概要について

1. EPAを利用するメリット
2. 特定原産地証明書の種類
3. 特定原産地証明書と  
非特恵原産地証明書との違い

## 第2部 第一種特定原産地証明書の申請手続き （事前準備）について

1. 商品のHSコードの確認方法
2. 関税減免可否の確認方法
3. 各EPAに定められた規則の確認方法  
（救済規定含む）
4. 商品の原産性の根拠資料作成方法

## 第3部 第一種特定原産地証明書の申請手続き （システムでの申請）について

1. 企業登録（変更、更新手続き含む）
2. 判定依頼
3. 同意通知
4. 発給申請（再発給申請含む）
5. 手数料の納付、証明書の受け取り

## 第4部 RCEP協定について

## 第5部 注意事項について

1. 原産国の誤りの事例
2. 通知義務と罰則
3. 検認への回答について（書類の保存義務含む）

### <ご来場の際のお願い>

- ・マスクを着用してご参加ください。咳や熱など風邪の症状がある場合には、来場をご遠慮ください。
- ・来場の際は、検温・手指消毒にご協力ください。（受付に検温器・消毒液を設置します。）
- ・新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、参加者本人の『ワクチン接種歴/2回完了または陰性判定証明/3日以内』および『本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等の現物、コピー、スマホで撮影したもの）のいずれかで可』を受付にて確認させていただきます。その際は、開催日までにメールにてお知らせいたします。

※ご記入いただいた情報は、福岡商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催方法を変更する可能性があります。その場合は、参加を申し込まれた方にご連絡を差し上げます。

お問合せ先：福岡商工会議所 産業振興部 産業振興グループ（武若）

T E L : 092-441-1230 M A I L : shoumei@fukunet.or.jp